

務 発 第 3 9 5 号
昭和41年10月26日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県公安委員会事務専決規程の制定について

昭和41年10月25日岐阜県公安委員会規程第3号で岐阜県公安委員会の事務専決規程が制定され、11月1日から施行されることになったが、これが制定の趣旨および運用の方針等については次のとおりであるから、その取り扱いには遺憾のないようにされたい。

記

1 制定の趣旨

- (1) 公安委員会の権限に属する事務の増加と複雑化にともない、これをすべて公安委員会において処理することは困難であり、かつ警察行政の非効率化を免れないところから、事務処理の能率化を図るために、その一部を本部長に専決させるようその根拠を明確にしたものである。
- (2) この規程に定められた専決事項は、行政の公正性ならびに民主性の維持という公安委員会制度の趣旨に反しない範囲において、相手方の権利義務に直接影響のないもの、あるいは権利義務に直接影響を及ぼし、または不利益となる行政行為であつても、その内容と程度からみて社会通念上専決処理もやむを得ないと容認されるものに限って認められたものである。

2 規程の骨子

- (1) この規程において「専決」とは、法令により公安委員会の権限に属する事務のうち、あらかじめ定められた範囲の事項について、本部長（第3条の規定に基づく場合は部課長および署長）が公安委員会に代つて公安委員会の名と責任において最終的にその意思を決定することをいう。これはいわゆる内部委任であるとの考え方に基づくものであつて、対外的には行政上の効果と責任は公安委員会に帰属するものである。
- (2) 専決事項は、警察法第48条第2項の規定の趣旨に沿つてまず本部長が全部これを受け、本部長はさらにその事務処理の能率化と合理化のため、事務の軽重、緩急度等を勘案して、本部長自らが処理し、または部課長および署長に再専決させることができるようにした。

3 規程の運用

(1) 第2条関係

本荘は、専決事務の範囲を法令別に具体的に列挙されたものであるが、事案の内容によつては公安委員会自らの親裁を受けるよう、その限界を明らかにしたものである。

ここに「重要」とは、当該事務に関して意思決定（専決）することが、相手方の立場あるいは警察運営の面からみて妥当性を欠くと認められるもの、または法令の解釈および取扱上の疑義を生ずる等、社会通念上および法令の趣旨に照らして問題性をもつ場合をいう。

「異例」とは、過去に類例のない特殊な事務で、これが意思決定（専決）に当たつては高度の意思判断を要するものをいう。

(2) 第3条関係

本条は、本部用が公安委員会から専決権を委ねられた事務のうち、その内容が定例的であり、しかも軽易なものについては、さらに部課長および署長に専決させることができるよう、その根拠を規定したものである。

ここに「定例」とは、当該事務の処理基準について、公安委員会の規程またはこれに基づく本部長の訓令、内規、通達によつて一般的に示され、その事務を取り扱う部課長または署長は単に当該事案がこれらの基準のどれに該当するかに関し、きわめて事務的な立場において判断すれば足りるものをいい、この間に高度の意思判断または裁量を要しないものをいう。

また「軽易」とは、当該事務が定例であるばかりでなく、当時における客観的情勢からみて、警察の運営について問題とされる点が全く認められず、公安委員会または本部長の親裁を受けることなく、事務的に、しかも迅速にこれを処理することが警察の運営の面からも、また相手方の立場からも、ともに望まれる内容のものを指すものである。